

議案第76号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）	別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
28 鳥取県	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	28 鳥取県	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当
新型コロナウイルス感染症対策	ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け		(2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	必要な経費の財源に充てるとき。	新型コロナウイルス感染症対策	ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け		(2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	必要な経費の財源に充てるとき。

策基 入れるに際
金 しての新型
コロナウイ
ルス感染症
(新型イン
フルエンザ
等対策特別
措置法等の
一部を改正
する法律
(令和3年
法律第5
号)第1条
の規定によ
る改正前の

策基 入れるに際
金 しての新型
コロナウイ
ルス感染症
(新型イン
フルエンザ
等対策特別
措置法等の
一部を改正
する法律
(令和3年
法律第5
号)第1条
の規定によ
る改正前の

新型インフル
エンザ等
対策特別措
置法（平成
24年法律第
31号）附則
第1条の2
第1項に規
定する新型
コロナウイ
ルス感染症
をいう。以
下同じ。）の
対策に要す
る経費に充

新型インフ
ルエンザ等
対策特別措
置法（平成
24年法律第
31号）附則
第1条の2
第1項に規
定する新型
コロナウイ
ルス感染症
をいう。）の
対策に要す
る経費に充
てること。

	てること。								
29 鳥 取県 新型 コロ ノウ イル ス感 染症 対応 企業 支援 基金	新型コロ ナウイルス 感染症の影 響を受けた 県内の中小 企業等に対 し円滑な資 金供給を行 い、その事 業継続及び 経営の安定 化を図るこ と。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一般会計歳入 歳出予算に計上し て、当該基金の設 置目的を達成する ために必要な経費 の財源に充当 (2) (1)のほ か、一般会計歳 入歳出予算に計 上して基金に積 立て	当該 基金の 設置目 的を達 成する ために 必要な 経費の 財源に 充てる とき。					

この条例は、公布の日から施行する。